

2025年3月14日

各 位

管理会社名 日興アセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 ステファニー・ドゥルーズ
問合せ先 E T Fビジネス開発部 花村 憲治
(TEL. 03-6447-6449)

投資信託約款の一部変更に関するお知らせ

さて、このたび弊社では、2025年9月1日付で社名を「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に変更いたします。社名変更に伴ない、弊社設定の上場投資信託のうち、対象とするE T F（以下、対象E T Fといいます。）に係る投資信託約款の変更に関し、本日、下記の通り決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の内容および理由

弊社社名変更に伴ない、2025年9月1日付で、以下の約款変更を予定しております。

変更①：対象E T Fにおきまして、委託会社（弊社）の社名を変更いたします。

変更②：対象E T Fにおきまして、電子公告を掲載する弊社ウェブサイトのURLを変更いたします。

変更③：「上場インデックスファンドS&P500先物レバレッジ2倍」および「上場インデックスファンドS&P500先物インバース」におきまして、運用指図権限の委託先の社名を変更いたします。

変更④：「上場インデックスファンドアジアリート」におきまして、投資対象ファンドの名称を変更いたします。

<ご参考>

◎社名変更の概要 <変更①>

新社名（日本語表記）： アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

新社名（英文表記）： Amova Asset Management Co., Ltd.

変更実施日： 2025年9月1日

◎弊社ウェブサイトのURL <変更②>

新URL： www.amova-am.com

◎運用指図権限の委託先社名変更の概要 <変更③>

新社名： アモーヴァ・アセットマネジメント・アメリカズインク

変更実施日： 2025年9月1日

◎投資対象ファンドの名称変更の概要 <変更④>

新名称： アモーヴァ・ストレイツ・トレーディング・アジア（除く日本）リート

変更実施日： 2025年9月1日

2. 日程

内閣総理大臣への届出日 : 2025年8月29日(予定)

変更日 : 2025年9月1日

3. 書面決議の手続き等

今回の約款変更は当該投資信託の商品性には何ら影響を与えるものではなく、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する「その変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるもの」には該当しないため、書面決議等の対応は行ないません。

4. 対象ETF

	銘柄コード	銘柄名	変更①	変更②	変更③	変更④
①	1322	上場インデックスファンド中国A株(パンダ) E Fund CSI300	●	●		
②	1495	上場インデックスファンドアジアリート	●	●		●
③	1547	上場インデックスファンド米国株式(S&P500)	●	●		
④	1554	上場インデックスファンド世界株式(MSCI ACWI) 除く日本	●	●		
⑤	1680	上場インデックスファンド海外先進国株式(MSCI-KOKUSAI)	●	●		
⑥	1681	上場インデックスファンド海外新興国株式(MSCI エマージング)	●	●		
⑦	2093	上場 Tracers 米国債 0-2年ラダー(為替ヘッジなし)	●	●		
⑧	2239	上場インデックスファンドS&P500先物レバレッジ2倍	●	●	●	
⑨	2240	上場インデックスファンドS&P500先物インバース	●	●	●	
⑩	2521	上場インデックスファンド米国株式(S&P500) 為替ヘッジあり	●	●		
⑪	2843	上場インデックスファンド豪州国債(為替ヘッジあり)	●	●		
⑫	2844	上場インデックスファンド豪州国債(為替ヘッジなし)	●	●		
⑬	2861	上場インデックスファンドフランス国債(為替ヘッジなし)	●	●		
⑭	2862	上場インデックスファンドフランス国債(為替ヘッジあり)	●	●		

別紙. 投資信託約款の新旧対照表

以上

<対象ETF>

①追加型証券投資信託 上場インデックスファンド中国A株（パンダ）E Fund CSI300 約款 第1条
第51条

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(信託の種類、委託者および受託者)</p> <p>第1条</p> <p>①この信託は証券投資信託であり、<u>アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社</u>を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。</p> <p>② (略)</p>	<p>(信託の種類、委託者および受託者)</p> <p>第1条</p> <p>①この信託は証券投資信託であり、<u>日興アセットマネジメント株式会社</u>を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。</p> <p>② (同 左)</p>
<p>(公告)</p> <p>第51条</p> <p>①委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。</p> <p style="text-align: center;">www.amova-am.com</p> <p>② (略)</p>	<p>(公告)</p> <p>第51条</p> <p>①委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。</p> <p style="text-align: center;">www.nikkoam.com/</p> <p>② (同 左)</p>

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(信託の種類、委託者および受託者)</p> <p>第1条</p> <p>①この信託は証券投資信託であり、<u>アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社</u>を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。</p> <p>② (略)</p>	<p>(信託の種類、委託者および受託者)</p> <p>第1条</p> <p>①この信託は証券投資信託であり、<u>日興アセットマネジメント株式会社</u>を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。</p> <p>② (同 左)</p>
<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1. この信託は、信託財産の1口あたりの純資産額の変動率を円換算した対象インデックス(この信託では、「FTSE EPRA/NAREIT アジア (除く日本) リート 10%キャップ指数」を対象インデックスとします。)の変動率に一致させることを目指して、主としてシンガポール籍外国投資信託 <u>アモーヴァ・ストレイツ・トレーディング・アジア (除く日本) リート</u> シンガポールドル建受益証券に投資を行ないます。</p> <p>2. シンガポール籍外国投資信託 <u>アモーヴァ・ストレイツ・トレーディング・アジア (除く日本) リート</u> シンガポールドル建受益証券の組入率は高位を保つことを原則とします。</p> <p>3. なお、シンガポール籍外国投資信託 <u>アモーヴァ・ストレイツ・トレーディング・アジア (除く日本) リート</u> シンガポールドル建受益証券が上場廃止となる等して、投資できなくなった場合には、対象インデックスの構成銘柄に直接投資する場合があります。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1. この信託は、信託財産の1口あたりの純資産額の変動率を円換算した対象インデックス (この信託では、「FTSE EPRA/NAREIT アジア (除く日本) リート 10%キャップ指数」を対象インデックスとします。)の変動率に一致させることを目指して、主としてシンガポール籍外国投資信託 <u>日興AM・ストレイツ・トレーディング・アジア (除く日本) リート</u> シンガポールドル建受益証券に投資を行ないます。</p> <p>2. シンガポール籍外国投資信託 <u>日興AM・ストレイツ・トレーディング・アジア (除く日本) リート</u> シンガポールドル建受益証券の組入率は高位を保つことを原則とします。</p> <p>3. なお、シンガポール籍外国投資信託 <u>日興AM・ストレイツ・トレーディング・アジア (除く日本) リート</u> シンガポールドル建受益証券が上場廃止となる等して、投資できなくなった場合には、対象インデックスの構成銘柄に直接投資する場合があります。</p> <p>(同 左)</p>
<p>(公告)</p> <p>第62条</p> <p>①委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。</p> <p style="text-align: center;">www.amova-am.com</p> <p>② (略)</p>	<p>(公告)</p> <p>第62条</p> <p>①委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。</p> <p style="text-align: center;">www.nikkoam.com/</p> <p>② (同 左)</p>

③追加型証券投資信託	上場インデックスファンド米国株式 (S&P500) 約款	第1条
④追加型証券投資信託	上場インデックスファンド世界株式 (MSCI ACWI) 除く日本 約款	第19条
⑤追加型証券投資信託	上場インデックスファンド海外先進国株式 (MSCI-KOKUSAI) 約款	第52条
⑥追加型証券投資信託	上場インデックスファンド海外新興国株式 (MSCIエマージング) 約款	
⑩追加型証券投資信託	上場インデックスファンド米国株式 (S&P500) 為替ヘッジあり 約款	

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(信託の種類、委託者および受託者)</p> <p>第1条</p> <p>①この信託は証券投資信託であり、<u>アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社</u>を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。</p> <p>② (略)</p>	<p>(信託の種類、委託者および受託者)</p> <p>第1条</p> <p>①この信託は証券投資信託であり、<u>日興アセットマネジメント株式会社</u>を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。</p> <p>② (同 左)</p>
<p>(運用の指図範囲)</p> <p>第19条</p> <p>①委託者は、信託金を、主として<u>アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社</u>を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定めるマザーファンド (その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。) の受益証券および別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券 (投資信託または外国投資信託の受益証券 (振替投資信託受益権を含みます。) および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。) ならびに次の有価証券 (金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。) に投資することを指図します。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(運用の指図範囲)</p> <p>第19条</p> <p>①委託者は、信託金を、主として<u>日興アセットマネジメント株式会社</u>を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定めるマザーファンド (その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。) の受益証券および別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券 (投資信託または外国投資信託の受益証券 (振替投資信託受益権を含みます。) および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。) ならびに次の有価証券 (金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。) に投資することを指図します。</p> <p>(同 左)</p>
<p>(公告)</p> <p>第52条</p> <p>①委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。</p> <p style="text-align: center;">www.amova-am.com</p> <p>② (略)</p>	<p>(公告)</p> <p>第52条</p> <p>①委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。</p> <p style="text-align: center;">www.nikkoam.com/</p> <p>② (同 左)</p>

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(信託の種類、委託者および受託者)</p> <p>第1条</p> <p>①この信託は証券投資信託であり、<u>アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社</u>を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。</p> <p>② (略)</p>	<p>(信託の種類、委託者および受託者)</p> <p>第1条</p> <p>①この信託は証券投資信託であり、<u>日興アセットマネジメント株式会社</u>を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。</p> <p>② (同 左)</p>
<p>(公告)</p> <p>第62条</p> <p>①委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。</p> <p style="text-align: center;">www.amova-am.com</p> <p>② (略)</p>	<p>(公告)</p> <p>第62条</p> <p>①委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。</p> <p style="text-align: center;">www.nikkoam.com/</p> <p>② (同 左)</p>

- ⑧追加型証券投資信託 上場インデックスファンドS&P500先物レバレッジ2倍 約款
 ⑨追加型証券投資信託 上場インデックスファンドS&P500先物インバース 約款

第1条
 第19条
 第22条
 第63条

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(信託の種類、委託者および受託者)</p> <p>第1条 ①この信託は証券投資信託であり、<u>アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社</u>を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。</p> <p>② (略)</p>	<p>(信託の種類、委託者および受託者)</p> <p>第1条 ①この信託は証券投資信託であり、<u>日興アセットマネジメント株式会社</u>を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。</p> <p>② (同 左)</p>
<p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第19条 ①委託者（第22条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。以下、第21条、第23条から第30条、第32条、第37条、第38条および第40条について同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）または<u>アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社</u>を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託 マネー・アカウント・マザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券に投資することを指図します。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第19条 ①委託者（第22条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。以下、第21条、第23条から第30条、第32条、第37条、第38条および第40条について同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）または<u>日興アセットマネジメント株式会社</u>を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託 マネー・アカウント・マザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券に投資することを指図します。</p> <p>(同 左)</p>
<p>(運用指図権限の委託)</p> <p>第22条 ① (略) 名 称：<u>アモーヴァ・アセットマネジメント・アメリカズインク</u> 所在地：605 Third Avenue, 38th Floor, New York, NY 10158, USA</p> <p>②～⑤ (略)</p>	<p>(運用指図権限の委託)</p> <p>第22条 ① (同 左) 名 称：<u>日興アセットマネジメント アメリカズ・インク</u> 所在地：605 Third Avenue, 38th Floor, New York, NY 10158, USA</p> <p>②～⑤ (同 左)</p>
<p>(公告)</p> <p>第63条 ①委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。 <u>www.amova-am.com</u></p> <p>② (略)</p>	<p>(公告)</p> <p>第63条 ①委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。 <u>www.nikkoam.com/</u></p> <p>② (同 左)</p>

⑪追加型証券投資信託	上場インデックスファンド豪州国債（為替ヘッジあり）	約款	第1条
⑫追加型証券投資信託	上場インデックスファンド豪州国債（為替ヘッジなし）	約款	第19条
⑬追加型証券投資信託	上場インデックスファンドフランス国債（為替ヘッジなし）	約款	第53条
⑭追加型証券投資信託	上場インデックスファンドフランス国債（為替ヘッジあり）	約款	

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>（信託の種類、委託者および受託者）</p> <p>第1条</p> <p>①この信託は証券投資信託であり、<u>アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社</u>を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。</p> <p>②（略）</p>	<p>（信託の種類、委託者および受託者）</p> <p>第1条</p> <p>①この信託は証券投資信託であり、<u>日興アセットマネジメント株式会社</u>を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。</p> <p>②（同 左）</p>
<p>（運用の指図範囲）</p> <p>第19条</p> <p>①委託者は、信託金を、主として<u>アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社</u>を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定めるマザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <p>（以下略）</p>	<p>（運用の指図範囲）</p> <p>第19条</p> <p>①委託者は、信託金を、主として<u>日興アセットマネジメント株式会社</u>を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定めるマザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <p>（同 左）</p>
<p>（公告）</p> <p>第53条</p> <p>①委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。</p> <p>www.amova-am.com</p> <p>②（略）</p>	<p>（公告）</p> <p>第53条</p> <p>①委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。</p> <p>www.nikkoam.com/</p> <p>②（同 左）</p>